

酪農業に対する原発事故に係る損害賠償に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年十二月九日

森
まさこ

参議院議長 平田健二殿

酪農業に対する原発事故に係る損害賠償に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故により、福島県内の酪農家は、国や県の指示により出荷制限、給与制限及び消費制限を余儀なくされ、その結果、売上げが大幅に減少した上、飼料代の増加等により非常に厳しい経営状態に陥り、生活もままならない状況となっている。

一 酪農業に対する東京電力株式会社による損害賠償は、平成二十三年三月、四月分に関して売上代金分と生乳廃棄分相当額の半分が仮払されたのみで、残りに関してはいまだ支払われておらず、かつ、年内には支払が困難との報道もなされている。政府は酪農家の被害と東京電力株式会社による賠償の進捗状況などの実態を把握しているのか。また、政府は酪農家への賠償について東京電力株式会社にいかなる指導を行っているのか。さらに、東京電力株式会社による実際の賠償はいつまでに行われるのか、政府の承知するところを明らかにされたい。

二 酪農家の現状と東京電力株式会社の賠償の遅れにかんがみ、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律により緊急に仮払を実施する必要があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

